

工事番号：住第 03036 号

香南市			
課長	課長補佐	係長	係

# 香南市役所新庁舎建設に伴う喫煙所・駐輪場建設工事

令和3年5月

山下・みやび設計共同体





<b>4 節 機器及び材料</b>																																																																																																																																																																				
<p>■1.4.1 環境への配慮</p> <p>1)居室の室内空気質は、指定された揮発性有機化合物について関係法令などを遵守するとともに、室内湿度は厚生労働省の指針値をクリアすること。 2)クロルビロホス発生の恐れのある建材は使用しない。 3)木材の防蟻・防虫剤は、クロルビロホス、フェノプロカルブ、ダイアジノンを含むしない薬剤を使用する。 4)中・高圧シドについては、内装工事全般（木工事・建具工事・塗装工事・内装工事・家具工事及び天井工事）に使用する建築材料・家具材料・塗料及び接着剤の選定にあたって、JIS又はJASのF☆☆☆☆認定品、又は国土交通大臣のF☆☆☆☆認定品を使用する。 5)アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン、テトラヒドロフラン、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-n-エチルヘキシルについては、含有していない材料又は含有量・放散量の極めて少ない材料を使用する。 6)木材に接着剤を使用する場合は、当該木材に減菌処理を施す。</p>	<p>■1.5.9 化学物質の濃度測定</p> <p>1)内装完了後、建物引渡前に室内空気中の化学物質の濃度測定を行う。 2)測定対象物質は以下に指定する物質とする。 ◎ホルムアルデヒド ◎アセトアルデヒド ◎トルエン ◎キシレン ◎エチルベンゼン ◎スチレン ◎パラジクロロベンゼン ◎ダイアジノン ◎クロルビロホス ◎フェノプロカルブ ◎テトラヒドロフラン ◎フタル酸ジ-n-ブチル ◎フタル酸ジ-n-エチルヘキシル 3)測定対象室は全体で（ ）室とし、監理者の指示による。 4)測定対象物質の室内濃度測定方法は厚生労働省及び国土交通省指定の測定方法（パッシブ型採取機）に準拠する。 5)測定結果が上記の厚生労働省の指針値を超えていた場合は、放散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再測定を行う。 6)建物の竣工引渡時には、前記の厚生労働省による指針値以下であることを確認の上、報告書を監理者に提出する。</p>																																																																																																																																																																			
<p>■1.4.2 材料の品質等</p> <p>1)日本工業規格（以下新JISという）、日本農林規格（以下JASという）、その他規格類、官公署及び電力・ガス・水道などの供給会社の各種規格などは最新のものを適用する。 2)上記規格表示のない材料・製品を採用する場合は、品質及び性能・供給の安定性・認定又は許可の写し・施工実績・保守体制等を記載した「自己適合宣言書」の写しにより、品質の程度を評価し、資料を添えて監理者に提出し監理者及び発注者の承認を受ける。 3)設計図書に機器・材料の品質が明示されていない場合、品質の程度を示した資料に基づき評価し、適切な品質のものとする。 4)設計図書に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、品質の程度を評価し、資料を添えて監理者の承認を受ける。 5)工事に使用する材料は、アスベストを含有しないもの（含有率=0%）とする。 6)アスベスト無含有製品がない場合には、発注者・監理者と協議する。</p>	<p>□1.5.10 モックアップモデルルーム等</p> <p>1)モックアップ・モデルルームなどの作成、見本施工は次による。これは、施工に先立つ適切な時期に実施し、監理者の承認を受ける。 a. モックアップの作成 ※しない する（設計図による ） b. モデルルームの作成 ※しない する（設計図による ） c. 見本施工 ※しない する（設計図による ）</p>																																																																																																																																																																			
<p>■1.4.4 材料の検査等</p> <p>1)下記に指定する機器・材料・製品は、製作・施工に先立ち監理者の立会い検査を受ける。検査は現場で行うのを原則とするが、現場での検査が不可能な場合は、現場以外での検査を可とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>建築工事</th> <th>電気設備工事</th> <th>空調設備工事</th> <th>衛生設備工事</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>・ 免震装置 ・ 変圧高機器 ・ 鉄骨 ・ 分電盤 ○ コンクリート ○ 鉄筋 ○ プレキャストコンクリート ・ 石、人造石 ・ タイル ・ カーテンウォール ・ アルミ製建具 ・ 鋼製建具 ・ ステンレス製建具 ・ 家具 ・ 昇降機 ・ ゴンドラ ・ 補装 ・ その他</td> <td>・ 受変電機器 ・ 動力制御盤 ・ 端子盤 ・ 非常用発電機</td> <td>・ 冷凍機 ・ ホイスター ・ 空調機 ・ FCU ・ PAC</td> <td>・ 衛生器具 ・ 製缶類</td> <td></td> </tr> </table> <p>2)機器・材料・製品の検査は全て受注者等の検査に合格後、検査記録を提出し、監理者の検査を受ける。監理者の検査は受注者の検査が適正に行われているかの確認の為にを行う。 3)監理者の検査に必要な資機材・労務などを提供する。 4)機器・材料・製品などに対する監理者の検査が現場以外において行われる場合、それに必要な監理者等の立会いに要する費用（交通費・宿泊費の美費）は受注者がこれを負担する。</p>	建築工事	電気設備工事	空調設備工事	衛生設備工事	その他	・ 免震装置 ・ 変圧高機器 ・ 鉄骨 ・ 分電盤 ○ コンクリート ○ 鉄筋 ○ プレキャストコンクリート ・ 石、人造石 ・ タイル ・ カーテンウォール ・ アルミ製建具 ・ 鋼製建具 ・ ステンレス製建具 ・ 家具 ・ 昇降機 ・ ゴンドラ ・ 補装 ・ その他	・ 受変電機器 ・ 動力制御盤 ・ 端子盤 ・ 非常用発電機	・ 冷凍機 ・ ホイスター ・ 空調機 ・ FCU ・ PAC	・ 衛生器具 ・ 製缶類		<p>■1.5.11 定礎等</p> <p>1)定礎の設置 ※しない する a. 石礎 ( ) ・ 木唐き ( ) b. 大きさ W × H c. 収納ボックス ※しない する ・ 鋼製、指定彫込文字、収納物 ( )</p>																																																																																																																																																									
建築工事	電気設備工事	空調設備工事	衛生設備工事	その他																																																																																																																																																																
・ 免震装置 ・ 変圧高機器 ・ 鉄骨 ・ 分電盤 ○ コンクリート ○ 鉄筋 ○ プレキャストコンクリート ・ 石、人造石 ・ タイル ・ カーテンウォール ・ アルミ製建具 ・ 鋼製建具 ・ ステンレス製建具 ・ 家具 ・ 昇降機 ・ ゴンドラ ・ 補装 ・ その他	・ 受変電機器 ・ 動力制御盤 ・ 端子盤 ・ 非常用発電機	・ 冷凍機 ・ ホイスター ・ 空調機 ・ FCU ・ PAC	・ 衛生器具 ・ 製缶類																																																																																																																																																																	
<p>■1.4.5 材料の検査に伴う試験</p> <p>1)機器・材料の試験及び施工検査に伴う試験は、次の場合に行う。 a. 設計図書に定められた場合 b. 試験によらなければ設計図書の定める品質又は性能・機能に適合することが証明できない場合 c. 石材、じゅうたん等の天然素材 2)供試体の製作要領は設計図書の定めによる。但し、定めがない場合は、監理者の承認を受けた方法による。 3)試験を公的試験所又はこれに準ずる試験所で行う場合を除き、試験には監理者の立会いを受ける。但し、予め監理者の指示を受けた場合は、この限りではない。尚、監理者の立会いに必要な資機材・労務などを提供する。</p>	<p>■1.5.12 排出ガス対策型等建設機械</p> <p>1)本工事において建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 2)排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。 3)上記により難しい場合は、監理者と協議するものとする。 4)排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監理者に提出する。 ※ 上記建設機械は低騒音・低振動型とする。</p>																																																																																																																																																																			
<p>■1.4.7 支給材料、資与品</p> <p>1)支給材料、資与品 ( ) ※なし ( ) 2)支給材料の引渡に際しては、その種別・数量・品質・性能を確認の上受け入れ、保管する。 3)当該工事の施工後、支給材料の使用箇所・数量・残量を監理者に報告し、残材の処置方法について監理者の指示を受ける。 4)支給材料、資与品の品質に疑義がある場合は、速やかに監理者に報告し、処置について監理者の指示を受ける。</p>	<p>■1.6.1 完成、検査</p> <p>1)完成（竣工）検査 a. 受注者は、工事の完成に先立って、工事担当者及び会社としての自主検査を行い、その結果を「完成自主検査報告書」として作成し、監理者に提出し確認を受ける。 b. 監理者完成検査は、現場監理担当者検査をの実施後、且つ法的検査を受けた後、山下設計本社及び担当監理部門から派生出る検査担当者により行う。検査の結果については、「監理者検査調査書」として取り纏め、発注者に報告する。</p> <p>2)受注者は、工事の完成に際し、使用材料の仕上り状態について清掃が完了した状態で、原則として全数にわたり以下の検査を行う。検査結果について報告書を監理者に提出し、監理者の承認を受けた上で監理者の検査を受ける。 a. 外装検査：外壁仕上材、建具、ガラス、シーリング、設備器具取付け状態等について目視、打診、嗅ぎ、聴音、触手などにより、損傷、剥離、汚れ、止め付け不良、不具合その他について検査する。 b. 内装検査：各装置について、損傷、剥離、汚れ、納まり不良、色むら、開閉状態、施錠、止め付け不良、使用上の安全性、サインの視認性その他について検査する。 c. 外構・植栽・風害・排水、耐荷重、敷地境界表示、植込み状況、樹木養生その他について検査する。 d. 機械駐車・外部昇降装置、ゴンドラ等：作動状況、雨水等の排水、使用時の安全性その他について検査する。</p> <p>3)全装置について、原則として試運転調整を完了した状態で、以下の検査・試験を行う。 ア、検査結果について報告書を監理者に提出し、監理者の承認を受けた上で監理者の検査を受ける。 イ、外観検査（出来形検査）：目視・聴音又は手で触るなどにより、各装置が設計図書に示す構造・材料・安全・耐久・保守・衛生などに合致することを確認する。 ロ、個別性能機能検査：各装置の個別の性能・機能が設計図書と照合し、その適合性を確認する。 ハ、機能検査・運転、作動状態での試験に先立ち、通水・通気・通電などの試験を行う。次に各機器単体の動作試験を行い、運転状態及び各種動作が正常であることを確認する。 ニ、性能検査：各装置の機器単体の性能が、設計図書に定められた流量・圧力・温度・電圧・電流などと合致することを確認する。 ヘ、水質検査：飲料水は、完成引渡までに公立の保健所又は試験所に依頼し、水質基準に適合することを確認する。 ホ、総合性能機能検査：複数の工種にまたがって性能・機能を発揮する装置について、関連工事の受注者と協議して、総合的な性能機能検査を行い、その適合性を確認する。主な確認項目は次による。 イ、停電・復電総合検査 ロ、防災総合検査 ハ、タンク・水槽関連総合検査（設備工事のみ） ニ、自動制御総合検査（設備工事のみ） ホ、中央監視盤総合検査 ヘ、総合運転による騒音・振動が許容範囲内であることの確認 ト、完成時の室内環境を測定し、設計図書に定めるとおりであることを確認 チ、セキュリティシステムが設計図書に定めるとおりに作動することの確認 リ、その他、監理者の指示する検査 d. 完成後の性能機能検査：建物の完成時期などにより、工事完成までに確認できない機器能力及び室内環境などについては、完成引渡後1年以内の夏季及び冬季で気象条件などが設計条件に近い日を選り測定し、設計図書に定める性能・機能・室内環境との適合性を確認する。完成引渡後に確認が必要な機器能力・室内環境などの性能機能検査については、完成引継書の一部として性能機能検査の項目と方法、検査スケジュール、検査体制を記載した完成後の性能機能検査計画書を作成し提出する。実施に当たっては、事前に発注者及び監理者の承認を受ける。性能機能検査を実施後、速やかに監理者に報告し、監理者の検査を受ける。</p>																																																																																																																																																																			
<p>■1.4.9 海外調達品の取扱い</p> <p>1)海外製の機器・材料・製品などを使用する場合は、予めそれらが日本国の関係法令に適合し、設計図書に定められた品質・性能を保持していることを証明する資料を監理者に提出し、監理者の承認を受ける。 2)これら海外調達品の完成後の不具合は瑕疵として扱い、発注者の責任において対応する。この場合の瑕疵期間は10年とする。 3)設計図書に指定された海外調達品が指定の品質・性能に適合しないと認められる場合、又は前号の瑕疵保証に耐えるものではないと認められる場合は、代替品などの処置に付き監理者の指示に従う。</p>	<p>□1.6.3 その他の検査</p> <p>1)中間検査 山下設計本社及び支社監理部門として、(※2回 ○1日)の中間検査を実施する。 a. 第1回中間検査（概観工事完了時、又は地中梁施工時頃） 工事施工者が設計意図を理解し、工事が順調に施工されている事の確認。 b. 第2回中間検査（躯体完了後、且つ受電前） 躯体工事の出来具合の確認、品質管理体制の確認及び建物引渡しまでのスケジュールの確認。</p>																																																																																																																																																																			
<p>■1.4.10 特別な材料の工法</p> <p>標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。</p>	<p>□1.6.4 部分使用</p> <p>1)工事期間中に発注者による工事的目的の部分使用がある場合は、当該部分について、共仕(1.5.5)に定める監理者による施工の検査及び共仕の完成、検査に準じた諸検査を受ける。部分使用に関して必要な官公署その他への手続については、発注者に協力を。</p>																																																																																																																																																																			
<p>■1.5.2 技能士</p> <p>1)技能士の適用は次による。</p> <table border="1"> <tr> <th>工事種別</th> <th>技能検定の職種</th> </tr> <tr> <td>仮設工事</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>・鉄筋組立作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事</td> <td>・型枠工事作業・コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>・構造物鉄工作業 ・とび作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリートブロックALのバル工事・押出成形セメント板工事</td> <td>・コンクリートブロック工事作業 ・エーデルシュパナル工事作業 ・セメント板</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>・アスファルト防水工事作業・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業・合成ゴム系1次防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>石工事</td> <td>・石張り作業</td> </tr> <tr> <td>タイル工事</td> <td>・タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木工事</td> <td>・大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい工事</td> <td>・内外装板金作業 ・スレート工事作業</td> </tr> <tr> <td>金属工事</td> <td>・鋼製下地工事作業 ・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官工事</td> <td>・左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具工事</td> <td>・ビル用サッシ施工作業・ガラス工事作業・自動ドア施工作業</td> </tr> <tr> <td>カーテンウォール工事</td> <td>・金属製カーテンウォール工事作業・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>ガラス工事</td> <td>・ガラス施工・フィルム施工</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>・建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装工事</td> <td>・プラスチック系床仕上げ工事作業・カーペット系床仕上げ作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・壁紙作業</td> </tr> <tr> <td>植栽工事</td> <td>・造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>設備工事</td> <td>・各設備工事特記仕書による</td> </tr> </table>	工事種別	技能検定の職種	仮設工事	・とび作業	鉄筋工事	・鉄筋組立作業	コンクリート工事	・型枠工事作業・コンクリート圧送工事作業	鉄骨工事	・構造物鉄工作業 ・とび作業	コンクリートブロックALのバル工事・押出成形セメント板工事	・コンクリートブロック工事作業 ・エーデルシュパナル工事作業 ・セメント板	防水工事	・アスファルト防水工事作業・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業・合成ゴム系1次防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業	石工事	・石張り作業	タイル工事	・タイル張り作業	木工事	・大工工事作業	屋根及びとい工事	・内外装板金作業 ・スレート工事作業	金属工事	・鋼製下地工事作業 ・内外装板金作業	左官工事	・左官作業	建具工事	・ビル用サッシ施工作業・ガラス工事作業・自動ドア施工作業	カーテンウォール工事	・金属製カーテンウォール工事作業・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業	ガラス工事	・ガラス施工・フィルム施工	塗装工事	・建築塗装作業	内装工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業・カーペット系床仕上げ作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・壁紙作業	植栽工事	・造園工事作業	設備工事	・各設備工事特記仕書による	<p>■1.7.2 完成図（竣工図）等</p> <p>1)受注者は、工事完成時に1.7.1提出図書リストに示す完成図（竣工図）を下記の手順にて作成し、工事目的物の引渡し後1ヶ月以内を目途とし、工事請負契約書又は監理者の指定する手順 a. 受注者は、請負契約として設計原図のCADデータをもとに完成図CADデータを作成し、監理者の確認を受け確定させる。図面内容は引渡しを前提とした法定検査及び監理者による完成検査が完了した時点のものとする。 b. 受注者は、確定した完成図CADデータをトレーシングペーパーにプリントアウトしたものに、完成図（竣工図）である旨の識別表示（完成図印等）を全面に施し、監理者の承認を受け、完成図（竣工図）の原因として確定させる。 c. 受注者は、確定した完成図（竣工図）の原因をもとに完成図画像データ（TIFF形式400dpi）及びマイクロフィルムを作成する。（複製形式：ISO1506複製のCILD(Computer Output Laser Disc) &amp; COM(Computer Output Microform)による記録保存形式） d. 複写図（原図同縮尺二つ折り製本）及び複写図（原図同縮尺A4版折畳み製本：黒表紙金文字）は、原図又は完成図画像データを白焼きして作成する。 e. 複写図（A3版縮小二つ折り製本）は、完成図画像データを白焼きして作成する。 f. 提出の形式は、原図は三つ折り図面ケース入り背表紙に工事名・プロジェクト№等識別表示入り、複写図は、表紙（背表紙含む）に工事名・プロジェクト№及び完成図（竣工図）である旨を識別表示する。完成図画像データ及び完成図CADデータは、監理者が指示するファイル形式で可能な限り同一のCD-R又はDVD-Rに焼付け、識別ラベルを貼り収納ケースに入れたものを提出する。また、マイクロフィルムについては、保存箱に識別ラベルを貼り提出する。 g. 識別ラベルの詳細は、監理者の指示による。</p> <p>既存改修等で設計原図がCADで作成されておらず手描きの場合は、修正も手描きによる。完成図画像データは提出するが完成図CADデータ（CD-R又はDVD-R）の提出は不要とする。</p> <p>2)完成図（竣工図）の種類は、設計図全てとする。</p>																																																																																																																											
工事種別	技能検定の職種																																																																																																																																																																			
仮設工事	・とび作業																																																																																																																																																																			
鉄筋工事	・鉄筋組立作業																																																																																																																																																																			
コンクリート工事	・型枠工事作業・コンクリート圧送工事作業																																																																																																																																																																			
鉄骨工事	・構造物鉄工作業 ・とび作業																																																																																																																																																																			
コンクリートブロックALのバル工事・押出成形セメント板工事	・コンクリートブロック工事作業 ・エーデルシュパナル工事作業 ・セメント板																																																																																																																																																																			
防水工事	・アスファルト防水工事作業・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業・合成ゴム系1次防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業																																																																																																																																																																			
石工事	・石張り作業																																																																																																																																																																			
タイル工事	・タイル張り作業																																																																																																																																																																			
木工事	・大工工事作業																																																																																																																																																																			
屋根及びとい工事	・内外装板金作業 ・スレート工事作業																																																																																																																																																																			
金属工事	・鋼製下地工事作業 ・内外装板金作業																																																																																																																																																																			
左官工事	・左官作業																																																																																																																																																																			
建具工事	・ビル用サッシ施工作業・ガラス工事作業・自動ドア施工作業																																																																																																																																																																			
カーテンウォール工事	・金属製カーテンウォール工事作業・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業																																																																																																																																																																			
ガラス工事	・ガラス施工・フィルム施工																																																																																																																																																																			
塗装工事	・建築塗装作業																																																																																																																																																																			
内装工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業・カーペット系床仕上げ作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・壁紙作業																																																																																																																																																																			
植栽工事	・造園工事作業																																																																																																																																																																			
設備工事	・各設備工事特記仕書による																																																																																																																																																																			
<p>■1.7.3 保全に関する資料</p> <p>1)監理業務方針書に特記なき限り、1.7.1提出図書リストに示す保全に関する資料を提出する。提出の形式はA4版ファイル綴じで目次添付とし、表紙（背表紙含む）には工事名及び保全に関する資料である旨を識別表示する。また、各資料のPDFデータを纏めてCD-Rに焼付け識別ラベルを貼り、表紙裏面のポケット状収納部に納める。識別ラベルの詳細は、監理者の指示による。</p>	<p>■1.7.1 完成時の提出図書</p> <p>提出図書リスト（提出部数については、完成時に発注者に確認する）</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">提出図書</th> <th colspan="2">提出部数</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>発注者</th> <th>監理者</th> </tr> <tr> <td>完成図（竣工図）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア. 原図（A1トレベ+押印）</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>イ. 複写図</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ウ. 複写図（A4版、金文字）</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>エ. 複写図（縮小版）</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>オ. 完成図画像データ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>カ. 完成図CADデータ</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>キ. マイクロフィルム</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>提出図書に関する資料（データはPDF形式）</p> <table border="1"> <tr> <td>建築物等の利用に関する説明書</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>機器取扱い説明書</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>機器性能試験成績書</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>官公署届出書類</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>主要な材料・機器一覧表等</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>保全マニュアル</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>長期修繕計画書</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他（ ）</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>( )</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>完成（竣工）写真</p> <table border="1"> <tr> <td>アルバム</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>カラープリント</p> <table border="1"> <tr> <td>カラープリント</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>写真データ</p> <table border="1"> <tr> <td>写真データ</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>施工図等（データはPDF形式）</p> <table border="1"> <tr> <td>施工図</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他の施工図</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他の工作図/製作図</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>総合図</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>施工計画書</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他の施工計画書</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>工事記録（データはPDF/A形式）</p> <table border="1"> <tr> <td>工事記録</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>工事検査記録・性能表等</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>実施工程表</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>施工データシート</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>議事録</p> <table border="1"> <tr> <td>議事録</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>確認申請書類等の製本</p> <table border="1"> <tr> <td>確認申請書類等の製本</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>設計説明書の竣工時修正版</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>竣工パンフレット</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> </table>	提出図書	提出部数		備考	発注者	監理者	完成図（竣工図）				ア. 原図（A1トレベ+押印）	1	-	-	イ. 複写図	1	-	-	ウ. 複写図（A4版、金文字）	1	-	-	エ. 複写図（縮小版）	1	-	1	オ. 完成図画像データ	-	-	2	カ. 完成図CADデータ	-	1	-	キ. マイクロフィルム	-	-	1	建築物等の利用に関する説明書	1	1	-	1	機器取扱い説明書	1	1	-	1	機器性能試験成績書	1	1	1	1	官公署届出書類	1	1	1	1	主要な材料・機器一覧表等	1	1	1	1	保全マニュアル	1	1	-	1	長期修繕計画書	1	1	-	1	その他（ ）	1	1	( )	1	アルバム	1	-	2	-	カラープリント	-	-	1	-	写真データ	-	1	-	2	施工図	1	1	-	1	その他の施工図	-	-	-	1	その他の工作図/製作図	-	-	-	1	総合図	1	1	1	1	施工計画書	-	-	-	1	その他の施工計画書	-	-	-	1	工事記録	1	1	-	1	工事検査記録・性能表等	1	1	-	1	実施工程表	1	1	-	1	施工データシート	1	1	-	1	議事録	1	1	-	1	確認申請書類等の製本	1	1	-	1	設計説明書の竣工時修正版	1	1	1	1	竣工パンフレット	1	1	-	1
提出図書	提出部数		備考																																																																																																																																																																	
	発注者	監理者																																																																																																																																																																		
完成図（竣工図）																																																																																																																																																																				
ア. 原図（A1トレベ+押印）	1	-	-																																																																																																																																																																	
イ. 複写図	1	-	-																																																																																																																																																																	
ウ. 複写図（A4版、金文字）	1	-	-																																																																																																																																																																	
エ. 複写図（縮小版）	1	-	1																																																																																																																																																																	
オ. 完成図画像データ	-	-	2																																																																																																																																																																	
カ. 完成図CADデータ	-	1	-																																																																																																																																																																	
キ. マイクロフィルム	-	-	1																																																																																																																																																																	
建築物等の利用に関する説明書	1	1	-	1																																																																																																																																																																
機器取扱い説明書	1	1	-	1																																																																																																																																																																
機器性能試験成績書	1	1	1	1																																																																																																																																																																
官公署届出書類	1	1	1	1																																																																																																																																																																
主要な材料・機器一覧表等	1	1	1	1																																																																																																																																																																
保全マニュアル	1	1	-	1																																																																																																																																																																
長期修繕計画書	1	1	-	1																																																																																																																																																																
その他（ ）	1	1	( )	1																																																																																																																																																																
アルバム	1	-	2	-																																																																																																																																																																
カラープリント	-	-	1	-																																																																																																																																																																
写真データ	-	1	-	2																																																																																																																																																																
施工図	1	1	-	1																																																																																																																																																																
その他の施工図	-	-	-	1																																																																																																																																																																
その他の工作図/製作図	-	-	-	1																																																																																																																																																																
総合図	1	1	1	1																																																																																																																																																																
施工計画書	-	-	-	1																																																																																																																																																																
その他の施工計画書	-	-	-	1																																																																																																																																																																
工事記録	1	1	-	1																																																																																																																																																																
工事検査記録・性能表等	1	1	-	1																																																																																																																																																																
実施工程表	1	1	-	1																																																																																																																																																																
施工データシート	1	1	-	1																																																																																																																																																																
議事録	1	1	-	1																																																																																																																																																																
確認申請書類等の製本	1	1	-	1																																																																																																																																																																
設計説明書の竣工時修正版	1	1	1	1																																																																																																																																																																
竣工パンフレット	1	1	-	1																																																																																																																																																																

<p>2)以下に該当する建築物部位・設備・部品などについては、維持管理・保守に関する取扱い説明書を作成し、監理者に提出するとともに、発注者又は発注者の指定する建物管理者などに対して取扱い説明を行う。取扱い説明が完了した後、その記録を添えて監理者に報告する。 a. 特殊な操作を必要とするもの b. 特殊な手入れを必要とするもの c. 使用上、保全上特別な注意を必要とするもの d. 専門業者への保全管理委託を必要とするもの e. 定期的な状態や機能を点検する必要があるもの f. 経年劣化等により更新・取り替えなどが必要なもの g. その他事故、早期の損耗、劣化などを避ける為に必要と思われるもの</p>									
<p>■1.7.4 図書保管</p> <p>1)受注者は保管する完成図、発注者との打合せ記録、施工体系図について、竣工後も保管する限りは、発注者又は監理者の求めがあれば、その写しの提供に応じること。</p>	<p>■1.7.5 完成時の提出書類</p> <p>1)完成時に受注者が発注者及び監理者に提出する必要がある書類の種類・部数・書式については、監理業務方針書による。</p>								
<p>□1.7.6 鍵合わせ等</p> <p>1)鍵合わせ・各種計量器確認について、原則として監理者の立会いの下に行う。その日程・方法は監理者と協議の上決定する。</p>	<p>2 章 仮設工事（以下、標仕を適用）</p> <p>1 節 一般事項</p> <p>■2.1.3 仮設計図書</p> <p>1)受注者等は工事の着手に先立ち、又は着手後速やかに仮設計図書を作成し、監理者に提出する。</p> <p>■2.1.4 工事用電力及び上下水道</p> <p>1)工事用電力 構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる（※有償 ・無償） 2)工事用上下水道 構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる（※有償 ・無償）</p> <p>2 節 縄張り、建方、足場その他</p> <p>■2.2.1 敷地の状況確認及び縄張り</p> <p>1)受注者等は工事の着手後、敷地内及び敷地周辺について現地調査を行い、仮設計図書などに反映させる。現地調査は、工事によって影響を受ける可能性のある周辺道路、隣接の建築物・工作物、樹木及び上下水道・ガス・電気・通信など地下埋設物に重点を置き、その現況を正確に調査する。 2)敷地について次の要領により測量を行い、仮設計図書などに反映させる。 a. 隣地並びに道路との境界は、隣地関係者、道路管理者及び管理者の立会いのものに b. 敷地の高低を測量し、道路との高さ関係・排水勾配などについて設計図と照合する。</p> <p>□2.2.4 足場その他</p> <p>1)足場を設ける場合は、「手すり先行工法」に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）によるものとする。 2)足場及び作業構台の類は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。</p>								
<p>3 節 仮設備</p> <p>□2.3.1 監理者事務所、受注者事務所等</p> <p>1)監理者事務所の設置 ※設けない 2)監理者事務所の規模 ・10 m程度 ・20 m程度 ・35 m程度 ・65 m程度 ・100 m程度 ・ m程度 ・上記の規模に会議室、資料室、休憩室、体験室、更衣室等の設置については監理者の指示による。 3)監理者事務所の内装仕上は以下の程度とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>部位</th> <th>仕上</th> </tr> <tr> <td>床</td> <td>※タイルカーペット ・ビニル床シート</td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td>※ビニルクロス張り ・合成樹脂エマルジョンペイント</td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td>※珪藻土吸音板 ・化粧石膏ボード</td> </tr> </table> <p>4)監理者事務所の備品など a. 監理事務所には、照明・電力・給排水衛生・冷暖房などの設備を設け、次の備品を置く。 机・椅子・書類・見本棚・衣類ロッカー・ヘルメット、安全靴、図面架・電話・ファクシミリ・コピー機（A3判カラー対応）・仕繕書類一式・その他（監理者指示による） b. 監理事務所には次の0A環境を備える。 イ、パソコン（OSはWindowsでサポートが有効なバージョンとし、ウイルスチェックの最新版が常時実施されている環境において、インターネット常時接続可） ロ、レーザープリンタ 1台（A3判カラー対応） c. 監理者事務所の光熱料、回線使用料、消耗品及び清掃費用は請負者の負担とする。</p>	部位	仕上	床	※タイルカーペット ・ビニル床シート	壁	※ビニルクロス張り ・合成樹脂エマルジョンペイント	天井	※珪藻土吸音板 ・化粧石膏ボード	<p>3 章 土工事</p> <p>・その他構造図による（次頁以降）</p>
部位	仕上								
床	※タイルカーペット ・ビニル床シート								
壁	※ビニルクロス張り ・合成樹脂エマルジョンペイント								
天井	※珪藻土吸音板 ・化粧石膏ボード								
<p>代 表 一級建築士 山 下 力</p> <p>第263703号</p> <p>第 2 一級建築士 高 尾 宣之</p> <p>第287485号</p>	<p>資 料 名 簿 記 号 設 計 機 関 納 品 検 査 訂 正 特 記</p>	<p>図面内容</p> <p>特記仕様書 2</p> <p>図面番号</p> <p>A002</p> <p>縮尺</p> <p>N. S.</p> <p>区分</p> <p>建築意匠図</p>							



**共通事項**

- 設計図書の構成及び表示事項に不整合のある場合の優先順位は次による。
  - 現場説明に対する質問回答書
  - 現場説明書（見積要項書のある場合はそれを含む）
  - 特記仕様書
  - 設計図
  - 国土交通省大臣官房監修 公共建築工事標準仕様書 平成 25 年版
 

したがって、本特記仕様書は設計図（建築一般図、建築構造図）全てに優先する。
- 項目の適用は、項目番号（各章 1. 2. 3... の順番）に○印の付いたものを適用する。
- 特記事項の適用は次による。
  - 印の付いたものを適用する。この場合、※印があっても※を適用しない。
  - 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
  - 印と※印の付いた場合は、共に適用する。
  - 印のものは、適用しない。

**構造概要**

- 計算ルート Y方向  
X方向
- 積載荷重 (N/m2)
- 積雪荷重
- 風荷重
- 地震荷重
- 地下水位

用途	床・小梁用	架構用	地震用

積雪荷重 区域 ※一般 ・多雪  
積雪量 10 cm 単位荷重 N/m2/cm 積雪荷重 N/m2 200

風荷重 基準風速 Vo= 38 m/s  
粗度区分 ・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ・Ⅳ

地震荷重 地盤種別 ・Ⅰ種 ・Ⅱ種 ・Ⅲ種  
地域係数 ・0.8 ・0.9 ※1.0 ・1.25  
重要度係数 ※1.0 ・1.25 ・1.5

地下水位 孔内水位 GL- 3.68 m 設計水位 GL- m

**3章 土工事**

- 地盤調査
  - 地盤調査資料（設計段階で、すでに行ったもの）
    - ※有（※敷地内・近隣）
    - 調査結果はボーリング柱状図（図示）及び調査報告書（別資料）による。
    - ・無
    - 地盤調査計画（これから行うもの）
    - 調査項目は下記により、その調査仕様は（※別紙仕様書・図示）
    - ・4章3項（平板載荷試験）による。
    - ・ボーリング ・標準貫入試験 ・土質試験 ・平板載荷試験
  - 地盤調査及び試験杭の結果により、杭長、杭径、直接基礎の深さ、形状を変更する場合もある。
  - 埋設物調査（埋設管類、既存障害物等の状況調査）を行う。
  - 隣接物調査（隣接する建物、道路、障害物等の状況調査）を行う。
  - 地盤調査、埋設物調査、隣接物調査については○印がなくても施工者の判断により行う。
- 障害物
  - 障害物に関する特記
- 排水 (3.2.2)
  - ※排水は下記による。
  - ・かま場工法 ・ディーブウェル工法
  - ・ウェルポイント工法 ※施工者の選定工法による
- 埋戻し・盛土 (3.2.3)
  - ※埋戻し・盛土の種類 (表3.2.1)
  - ・A種 ※B種 ・C種 ・D種
- 建設発生土 (3.2.5)
  - ※建設発生土の処分は下記による。
  - ・場内指示の場所へ堆積 ・場内指示の場所へ敷き均し
  - ※場外搬出処分 ・現場説明による
- 山留め工法 (3.3.1)
 

指定	山留め工法	備考
・	オープンカット工法	
・	親杭横矢板工法	・打撃工法 ※低騒音低振動工法
・	シートパイル工法	・打撃工法 ※低騒音低振動工法
・	場所打ち鉄筋コンクリート連続地中壁工法	・仮設 ・構造体
・	ソイルセメント柱列壁工法	・オーガー ・ロックオーガー ・CD
※	施工者の選定工法による	

※支保架構は下記による。

- ・切り梁工法 ・アースアンカー工法（※除去式 ・埋込み方法）
- ・アイランド工法 ※施工者の選定工法による

※逆打ち工法を採用する。

- ・逆打ち工法に関する特記（・図示による ・下記による）

**4章 地業工事**

- 工法の選定 (4.1.1)
  - 直接基礎（・ベタ基礎 ・布基礎 ○独立基礎）
  - 支持地盤（ ）
  - 基礎底深さ ※図示による ・GL-（ ）m
  - 長期許容支持力度（ ）kN/m2
  - 試験掘（※行う ・行わない）
  - ・杭基礎
  - 支持地盤（ ）
  - 試験杭（※図示による ・最初の1本（場所打ちコンクリート杭））
  - 杭径と長期許容支持力（・下表による ※図示による）

杭径 (mm)	長期許容支持力	杭の先端レベル	備考
杭頭	杭先端		
	kN/本	GL- m	
	kN/本	GL- m	
	kN/本	GL- m	
	kN/本	GL- m	
	kN/本	GL- m	
	kN/本	GL- m	
	kN/本	GL- m	

※杭芯ずれの許容値（・100mm ※150mm ・mm）

上記数値を超えた場合の処置は監理者と協議すること。
- 杭の載荷試験 (4.2.3)
  - ※杭の載荷試験を行う。
  - 試験項目は下記により、その仕様は（※別紙仕様書・図示）による。
  - ・杭の鉛直載荷試験 ・杭の水平載荷試験
  - ・杭の引抜き試験
- 地盤の載荷試験 (4.2.4)
  - ※地盤の載荷試験（平板載荷試験）を行う。
  - 試験仕様は（※別紙仕様書・図示・下表）による。

指定	支持地盤名	深さ	長期許容支持力	箇所	備考
・		GL- m	kN/m2	ヶ所	
・		GL- m	kN/m2	ヶ所	

注）最大載荷荷重は、長期許容支持力の（※3倍 ・倍）とする。
- 既製杭の材料 (4.3.2)~(4.3.5)
  - ※既製杭の種類は下表による。

指定	種類	種別等	備考
・	PHC杭（高強度プレストレストコンクリート杭）	※種別は図示による ・A種 ・B種 ・C種	
・	SC杭（外殻鋼管付コンクリート杭）	※鋼管の材質・厚さは図示による ・材質（・SKK400・SKK490） ・鋼管厚（ ）mm	
・	PRC杭（鉄筋または平鋼を入れたコンクリート杭）	※種別は図示による ・Ⅰ種 ・Ⅱ種 ・Ⅲ種 ・Ⅳ種	
・	ST杭（拡径断面を有する速心力高強度プレストレストコンクリート杭）	※種別は図示による ・A種 ・B種 ・C種	
・	鋼管杭	※材質は図示による ・SKK400 ・SKK490	

※杭先端部の形状（・閉塞形 ・開放型 ※評定取得仕様による）

※杭の継手 ・有（ ）ヶ所（・溶接継手 ・無溶接継手 ・図示） ・無
- 既製杭の打設工法 (4.3.3)~(4.3.5) (4.4.3)
  - ※既製杭の打設工法は下記による。
  - ・打撃工法
  - ※プレローリング併用の有無
  - ※併用する
  - 掘削長 杭先端部（※1m ・ m）を残す。
  - 掘削径 ・杭径と同じ（オーガー部分の摩擦力無視）
  - ・杭径-50mm（オーガー部分の摩擦力考慮）
  - ・併用しない（直打ち工法）

※ハンマーの種類（※油圧ハンマー ・ディーゼルハンマー ・ ）

※防音カバー（※有 ・無）

※埋込み工法 ・セメントミルク工法

※大臣認定工法

- ・プレローリング拡大掘削工法
- ・中掘り拡大掘削工法

- 場所打ちコンクリート杭の材料 (4.5.3)
  - ※コンクリートの種類は（・A種 ※B種 ・図示による） (表 4.5.1)
  - ※コンクリートの基準強度及びスランプは（※6章による ・図示による）
  - ※鉄筋の材料は（※5章による ・図示による）
  - ※フープは（・スバイラルフープ ※普通フープ）とする。
- 場所打ちコンクリート杭の打設工法 (4.5.4) (4.5.5)
  - ※場所打ちコンクリート杭、場所打鋼管コンクリート杭の打設工法は（・下表による ※図示による）

指定	工法	拡底の有無	鋼管の有無	備考
・	アースドリル工法	・有 ・無	・有 ※無	
・	リバースサーキュレーション工法	・有 ・無	・有 ※無	
・	オールケーシング工法	・有 ・無	・有 ※無	
・	CD工法	・有 ・無	・有 ※無	
・	深礎工法	・有 ・無	・有 ※無	・人力 ・機械駆り併用
・	連続地中壁			

※オールケーシング工法と深礎工法及び無水掘工法以外は、超音波測定器による孔壁の測定を行う。検査の数量は（・全数 ※各杭径毎に1本 ・各杭径毎に（ ）%）とする。

※余盛りの高さ（※800mm ・0mm（深礎の場合） ・500mm（孔中の水が少くない場合））

※余盛りの除去（※低騒音低振動工法 ・はつりによる）

※使用する地業名及び厚さ（mm）は下表による。

指定	種類	材料	基礎下	地中梁下	底版下	土間コンクリート下	1階床下空ビット
○	砂利地業	※再生クラッシュヤラン ・砂利 ・砕石	※ 50	※ 50	※ 50	※ 50	※ 50
○	捨コンクリート	※普通コンクリート	※ 50	※ 50	※ 50	※ 50	・無し ・50
・	ラップルコンクリート	※普通コンクリート	※ 図示				

注）ラップルコンクリートの調合は捨コンクリートと同じとする。

- 床下防湿層 (4.6.5)
  - ※床下防湿層の施工箇所は1階スラブ直下（ビット部分を除く）及び土間コンクリート直下とする。ただし、捨コンクリートがある場合は捨コンクリートの直下とする。また、断熱材がある場合は断熱材の直下とする。
  - ※地盤改良の工法は下表による。
- 地盤改良
 

指定	分類	工法名	改良材
・	強制圧密工法	・サンドドレーン工法 ・ペーパードレーン工法 ・バックドレーン工法 ・プレロード工法	
・	液状化対策工法	・サンドコンパクション工法 ・パイロフロテーション工法 ・グラベルドレーン工法 ・プラスチックドレーン工法	
・	深層混合処理工法	※ソイルセメントコラム工法 ・工法	※セメント系 ・系
・	表層混合処理工法	・工法 ※バックホウ等による攪拌	※セメント系 ・系 ※混入量 kg/m3
・			
・			

注）改良範囲等詳細は図示による。

**5章 鉄筋工事**

- 鉄筋 (5.2.1)
  - ※使用する鉄筋はJIS G 3112の規格品と下表による。

指定	鉄筋の種類	使用径	継手	備考
※	SD295A	D16以下	※重ね継手	
・	SD295B		※重ね継手	
※	SD345	D19以上	※ガス圧接	
※	SD390	D29以上	※ガス圧接	
・	785級	図示		大臣認定高強度せん断補強筋
・	1275級	図示		

※壁、耐圧版、杭等でD19以上の鉄筋を使用する場合の継手は重ね継手とする。

※柱の帯筋（フープ）は閉鎖型フープ（スバイラルフープ等）とする。（閉鎖は除く）
- 溶接金網 (5.2.2)
  - ※使用する溶接金網はJIS G 3551（溶接金網）の規格品とし、下表による。

指定	使用箇所	径・間隔	備考
※	防水押えコンクリート	・φ6-φ100 ・D10φ100	
※	機械室、厨房等の非構造用コンクリート	・φ6-φ100 ※D10φ100	
・			
- バーサポート ・スベーカー (5.3.3)
  - ※使用するバーサポート及びスベーカーの数量及び配置の標準は下表による。

部 位	バーサポート及びスベーカーの数量と配置
基礎	基礎底面積が4m2程度では8個、16m2程度では20個とし、側面は1.5m程度に設ける
基礎梁	梁下面及び各側面に設け間隔は1.5m程度、端部は1.5m以内とする
スラブ	上端筋、下端筋のそれぞれ1.3個/m2程度に設ける
梁	梁下面及び各側面に設け間隔は1.5m程度、端部は1.5m以内とする
柱	上段は梁下から0.5m程度、中段は柱脚と上段の中間、柱幅方向は1.0m未満2個、1.0m以上3個
壁 地下外壁	縦は上段梁下から1.5m程度、中段上段から1.5m間隔程度とし、横間隔は1.5m程度、端部は1.5m以内に設ける

注1）バーサポート・スベーカーの種類は鋼製とし、厚り基準範囲に防錆処理を施したものとす。

2）基礎、スラブ以外のスベーカーは、側面に限り強度と剛性を有するプラスチック製としてもよい。

3）断熱材打込み工法のスベーカーは、支持荷重に対してめり込まない程度の接触面積を有すること。

※特殊な鉄筋継手の採用

※（財）日本建築センターの評定を取得した工法とする。

  - ・継手名称（・ 認定又は評価番号）
  - ・継手性能（・SA級 ・A級）
  - ・使用箇所（※図示 ・柱 ・大梁 ・増築端 ・）

※ガス圧接業者は（社）日本鉄筋継手協会が認定する優良圧接業者より選定する。

※ガス圧接技能者の技量確認試験を（・行う ※行わない）

  - ・行う場合の特記
  - 試験場所（※製作所 ・工事現場）
  - 試験方法はJIS Z 3881（ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に準ずる。

※ガス圧接部検査は下表による。
- ガス圧接部検査 (5.4.2)
 

指定	検査種別	抜取率	検査者	備考
・	引張試験	※1ロットにつき（※3箇所 ・5箇所）	※第三者機関	引張試験片採取後の処理（・重ね継手 ※ガス圧接）
※	超音波探傷 (UT) 検査	※1ロットにつき（※30箇所 ・ %）	※第三者機関	UT検査採取箇所については第三者機関による外観検査も行うこと
※	外観検査	※全数	※圧接作業による自主検査 ・第三者機関	

注1）1ロットの大きさは、同一作業班が同一日に施工した圧接箇所かつ200箇所以下とする。

※超音波探傷 (UT) 検査を行う場合の特記

  - ・最初の3ロットは引張試験を併用する。
  - ・引張試験を併用する必要はない。
- ガス圧接部検査 (5.4.9)
  - ※ガス圧接部検査は下表による。

6章 コンクリート工事 本章はJASS5(2009年版)に準拠する。< >内にJASS5における項目番号を示す。

① コンクリートの計画調査 <3.1>~<3.10> <4.1>~<4.5> <5.1>~<5.11>

※コンクリートの種類、品質基準強度、セメントの種類、スランプ、単位水量、混和剤等は下表による。(品質基準強度Faiは、FdiとFciの大きい方とする。)

Table with columns: 指定, 使用箇所, 使用骨材によるコンクリートの種類, セメントの種類, 計画供用期間の級(耐久設計基準強度Fd(N/mm2)), 設計基準強度Fc(N/mm2), 品質基準強度Fq(N/mm2), スランプ(cm), 単位水量の最大値(kg/m3), 特殊なコンクリートの適用, 強度管理の材齢, 混和剤・混和材

※特別な混和剤・混和材等は、ひび割れ対策要領図による。

※調査管理強度(Fm)は、品質基準強度(Fa)に構造体の強度補正係数(S)を加えた値以上とする。【Fm=Fq+ S】

Table with columns: セメントの種類, 予想平均気温θの範囲(°C), 暑中コンクリート

※使用するコンクリートは、JISA5308に適合するコンクリートまたは

建築基準法第37条認定品を原則とする。

※所定空気量の目標値は普通コンクリートで4.5%、軽量コンクリートで5%とする。

※コンクリートに含まれる塩化物量は塩化物イオン(C)で、量は0.30kg/m3

以下とする。(計画供用期間の級が長期・超長期の場合は0.20kg/m3以下とする。)

・品種法に基づくスランプ規定の適用

・コンクリート強度が33N/mm2未満の場合は18cm以下、33N/mm2以上の場合は21cmとする(劣化等級3,2)

(同等の材料分層抵抗が認められないものにあつては、この限りではない)

・品種法に基づく水セメント比規定の適用(主要構造部への適用)

・50% (45%) 以下 (劣化等級3)

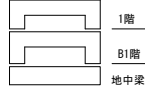
・55% (50%) 以下 (劣化等級2)

( )内の数値は軽量コンクリートの場合を示す。

※骨材はアルカリ骨材反応を生じる恐れのないものとする。

(計画供用期間の級が超長期の場合は化学法で判定すること。)

※使用箇所の階表示は右図による。



※計画供用期間の級の水準は下表による。

Table with columns: 級, 大規模補修不要予定期間, 供用限界期間, 耐久設計基準強度 Fd

※かぶり及び鉄筋の定着長に関して、必ず施工前に監理者の承諾を得ること。

※計画供用期間の級が(※長期・超長期・標準以上・短期以上)の場合は以下を

遵守すること。

・コンクリートの乾燥収縮率(※8.0×10^-4)以下とする。

・コンクリートのひび割れ幅(※0.3mm)以下とする。

・コンクリートの打重ね時間(※60分)以内とする。

・せき板存置期間に必要な圧縮強度(※10N/mm2)以上とする。

※管理値が、重複して存在する場合は、もっとも厳しい管理値を採用する。

・圧縮強度に対して算定されるヤング係数の80%以上であることを確認すること。

ただし、使用するコンクリートまたは類似の材料・調査のコンクリートのヤング

係数の試験結果がある場合は、試験を省略することができる。試験繰り返しの供試体

の応力-ひずみ曲線から算出する。

② コンクリートのひび割れ

※竣工後コンクリートに著しいひび割れが生じた場合は、施工業者により調査し、

必要に応じて補修を行うこと。その場合、外壁等で雨水の浸透の恐れのある

部分には、伸縮性がある水性ポリマー樹脂を使用する。

※コンクリートのひび割れ対策は下記による。

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

1. 総則及び一般事項

- 1-1 目的 本鉄筋標準図は、建築設計図に示す鉄筋の加工・組立て、標準配筋要領等を規定する。
- 1-2 適用範囲 本標準図の適用範囲は、各種構造（RC造、SRC造、S造）の鉄筋コンクリート造の部分に適用する。
- 1-3 優先順位 設計図書中の構造関係の優先順位は、次の通りとする。  
 (1) 現場説明書（見積要項書含む）及び質問回答書  
 (2) 工事基本仕様書  
 (3) 特記仕様書  
 (4) 建築構造図（本鉄筋標準図以外）  
 (5) 鉄筋標準図  
 (6) 標準仕様書
- 1-4 材料 (1) 鉄筋はJIS G3122（鉄筋コンクリート用棒鋼）の規格品とする。  
 (2) 溶接金網はJIS G3551（溶接金網）の規格品とする。
- 1-5 鉄筋の表示

表1-5 鉄筋の断面表示

異形鉄筋	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32	D35	D38	D41
記号	●	×	◇	●	○	◎	⊗	⊙	⊚	⊛	⊜

表1-6 鉄筋の折曲げ 表1-6-1 鉄筋の折曲げ（末端部） 表1-6-2 鉄筋の折曲げ（中間部）

折曲げ角度	折曲げ図	折曲げ内法直径(D)			使用箇所
		SD295A SD295B SD345	SD390	SD390	
180°		3d以上	4d以上	5d以上	柱・梁の主筋 杭基礎のベース筋 D16以上の鉄筋
135°		3d以上	4d以上	5d以上	あばら筋、帯筋、 スパイラル筋 D13以下の鉄筋
90°		3d以上	4d以上	5d以上	△形及び△形の梁の あばら筋
135°及び90°		3d以上	4d以上	5d以上	幅止め筋 梁及び片持床版の 末端部 梁及び床版の開口部 により切断される鉄筋

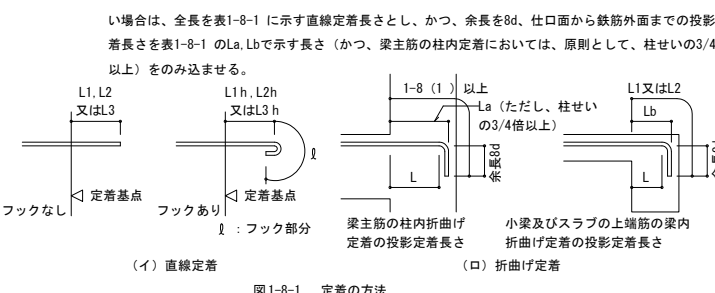
- 1-7 末端部にフックを必要とする鉄筋
- 柱の四隅にある主筋（図1.7の●印）
  - 梁（地中梁を除く）の出隅及び下端の両側にある主筋（図1.7の○印）
  - 煙突の鉄筋（壁の一部となる場合を含む）
  - 杭基礎のベース筋
  - あばら筋、帯筋及び幅止め筋
  - その他本標準図で示した箇所

- 1-8 鉄筋の定着及び継手の長さ
- (1) 鉄筋の定着は次による。
- a) 柱に取付ける梁の引張鉄筋の定着長さは、特記による。特記がなければ40d（軽量コンクリートの場合は50d）と表1-8-1の定着長さの大きい値とする。
- b) a以外の鉄筋の定着長さは、表1-8-1による。

表1-8-1 鉄筋の定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc (N/mm <sup>2</sup> )	フックなし		フックあり		L3h 小梁スラブ
		L1	L2	La	Lb	
SD295A SD295B	18	45d	40d	20d	15d	35d
	21	40d	35d	15d	15d	30d
	24, 27	35d	30d	15d	15d	25d
	30, 33, 36	35d	30d	15d	15d	25d
SD345	18	50d	40d	20d	15d	30d
	21	45d	35d	20d	15d	25d
	24, 27	40d	35d	20d	15d	25d
	30~45	35d	30d	20d	15d	25d
SD390	18	50d	40d	20d	15d	30d
	21	45d	35d	20d	15d	25d
	24, 27	40d	35d	20d	15d	25d
	30~45	35d	30d	20d	15d	25d
SD490	18	50d	40d	20d	15d	30d
	21	45d	35d	20d	15d	25d
	24, 27	40d	35d	20d	15d	25d
	30~45	35d	30d	20d	15d	25d

- 7) フックあり定着の場合は、図1-8-2に示すようにフック部分 Lを含まない。また、中間部での折曲げは行わない。
- 8) 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。
- (2) 定着の方法は、図1-8-1による。
- なお、仕口内に縦に折曲げて定着する鉄筋の定着長さLが、表1-8-1のフックあり定着の長さを確保できない場合は、全長を表1-8-1に示す直線定着長さとし、かつ、余長を8d、仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さを表1-8-1のLa, Lbで示す長さ（かつ、梁主筋の柱内定着においては、原則として、柱せいの3/4倍以上）をのみ定着させる。



- (イ) 直線定着 (ロ) 折曲げ定着
- (3) 鉄筋の重ね継手は、次による。
- なお、径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。
- a) 主筋及び耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは、特記による。特記がなければ40d（軽量コンクリートの場合は50d）と表1-8-2の重ね継手長さのうち大きい値とする。
- b) a以外の鉄筋の重ね継手長さは、表1-8-2による。

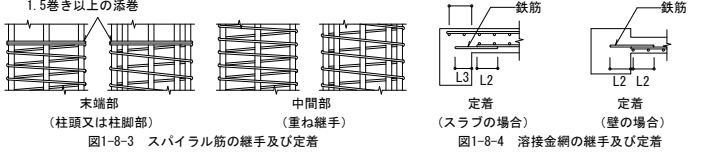
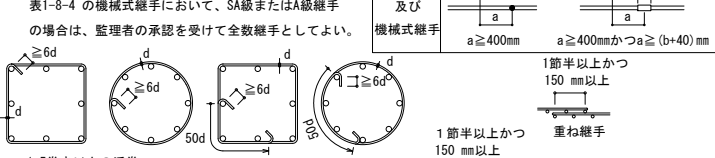
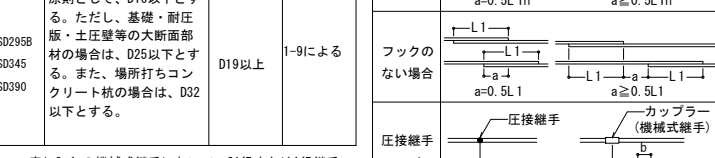
表1-8-2 鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc (N/mm <sup>2</sup> )	フックなし			フックあり			鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc (N/mm <sup>2</sup> )	フックなし			フックあり		
		L1	L2	L3h	L1	L2	L3h			L1	L2	L3h	L1	L2	L3h
SD295A SD295B	18	45d	35d	30d	18	50d	35d	SD390	21	50d	35d	21	50d	35d	
	21	40d	30d	21	45d	30d	24, 27		45d	35d	24, 27	45d	35d		
	24, 27	35d	25d	24, 27	40d	30d	30, 33, 36		40d	30d	30, 33, 36	40d	30d		
	30, 33, 36	35d	25d	30, 33, 36	35d	25d	39~45		40d	30d	39~45	40d	30d		
SD390	18	50d	35d	30d	18	50d	35d	SD490	21	50d	35d	21	50d	35d	
	21	45d	30d	21	45d	30d	24, 27		45d	35d	24, 27	45d	35d		
	24, 27	35d	25d	24, 27	40d	30d	30, 33, 36		40d	30d	30, 33, 36	40d	30d		
	30, 33, 36	35d	25d	30, 33, 36	35d	25d	39~45		40d	30d	39~45	40d	30d		

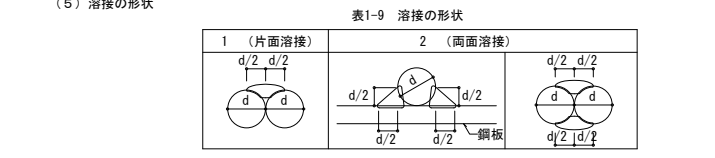
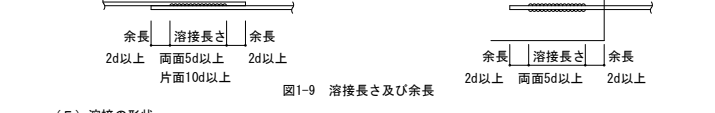
- 注1) L1, L2: 重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ。
- 2) フックあり定着の場合のL3hは、図1-8-2に示すようにフック部分 Lを含まない。また、中間部での折曲げは行わない。
- 3) 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。
- 4) 重ね継手及びガス圧接の適用範囲は、表1-8-3による。
- 5) 隣合う継手の位置は、表1-8-4による。ただし壁・床版 でD16以下の場合を除く。
- 6) スパイラル筋・溶接金網の継手及び定着は図1-8-3及び図1-8-4による。

表1-8-3 鉄筋の種類に応じた継手工法

鉄筋の種類	適用径の範囲	重ね継手	ガス圧接継手	溶接継手
SD295A	D16以下	—	—	—
SD295B SD345 SD390	D19以上	1-9による	—	—



- 1-9 溶接継手
- (1) 適用範囲 SD295A, SD295B, SD345のD16以下に適用する。
- (2) 溶接材料及び施工 鉄骨工事に準ずる。
- (3) 溶接技能者 溶接技能者は有資格者とし、監理者の承認を得ること。
- (4) 溶接長さ及び余長



- 1-10 特殊継手及び定着
- 1-8, 1-9以外の継手及び定着を用いる場合は、建築センター評価を取得した工法（継手の場合A級以上）とし、監理者の承認を得ること。
- 1-11 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ
- かぶり厚さの許容差は、下表の値に対して-0mm、+25mmとする。床スラブ、土圧壁の場合は-0mm、+15mmとする。

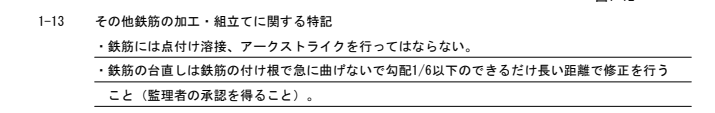
- (1) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、表1-11による。ただし、柱及び梁の主筋にD29以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上に確保するように最小かぶり厚さを定める。D29以上の鉄筋のかぶり厚さは、D29: 45mm, D32: 50mm, D35: 55mm, D38: 60mm, D41: 63mm以上とする。
- (2) 柱、梁等の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、最小かぶり厚さに10mmを加えた数値を標準とする。
- (3) 鉄筋組立後のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

表1-11 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ

構造部分の種類	一般	最小かぶり				
		品確法劣化対策※2 ・等級2	・等級3	・長期	・超長期	
土に接しない部分	床スラブ、耐力壁以外の壁	屋内 仕上げあり	20	20	30	30
	屋内 仕上げなし	20	20	20	20	
	屋外 仕上げあり	30	30	40	30	
	屋外 仕上げなし	30	30	40	40	
土に接する部分	柱、梁、耐力壁	屋内 仕上げあり	30	30	40	30
	屋内 仕上げなし	30	30	30	30	
	屋外 仕上げあり	30	40	50	30	
	屋外 仕上げなし	40	40	50	40	
煙突等高温を受ける部分	擁壁、耐力スラブ	40	40	50	40	
	柱、梁、スラブ、壁	※1)40	40	50	40	
基礎、擁壁、耐力スラブ	※1)60	60	70	60		
	60	60	70	60		

- 注1) ※1) 印のかぶり厚さは、普通コンクリートに適用し、軽量コンクリートの場合は、特記による。
- 2) 「仕上げあり」とは、モルタル塗り等の仕上げのあるものとし、鉄筋の耐久性上有効でない仕上げ（仕上塗材、塗装等）のものを除く。
- 3) スラブ、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨コンクリートの厚さを含めない。
- 4) 杭基礎の場合のかぶり厚さは杭天端からとする。
- 5) 塩害を受ける恐れのある部分等、耐久性上不利な箇所は、特記による。
- 6) 土に接する基礎部柱は、打増10mmとして表のかぶり厚さを確保する。
- 7) ※2) 印を適用する場合、外壁の屋外に面する部位にタイル貼り、モルタル塗り、外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されている場合にあっては、屋外側の部分に限り、表に掲げる最小かぶり厚さを10mm 減らすことができる。

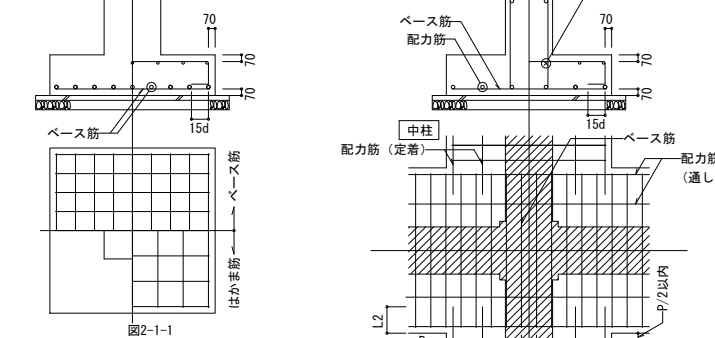
- 1-12 鉄筋の間隔 鉄筋相互のあきは図1-12により次の値のうち最大のものを以上とする。
- (1) 粗骨材の最大寸法の1.25倍
- (2) 25mm
- (3) 鉄筋の径（呼び名の数値）の1.5倍



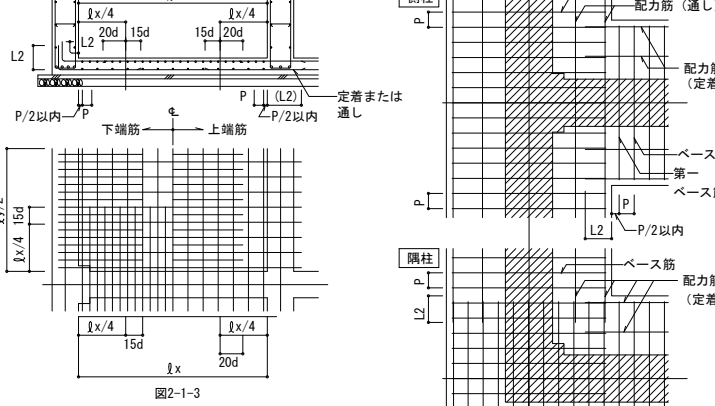
- 1-13 その他鉄筋の加工・組立てに関する特記
- 鉄筋には点付け溶接、アークストライクを行ってはならない。
  - 鉄筋の台直しは鉄筋の付け根で急に曲げないで勾配1/6以下のできるだけ長い距離で修正を行うこと（監理者の承認を得ること）。

2. 基礎

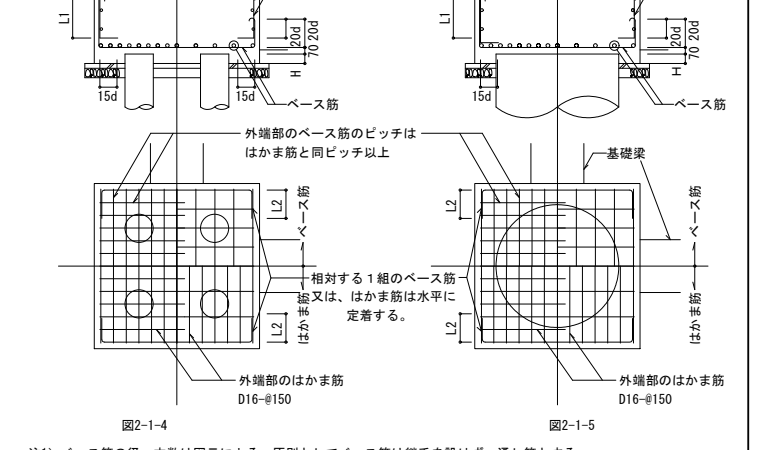
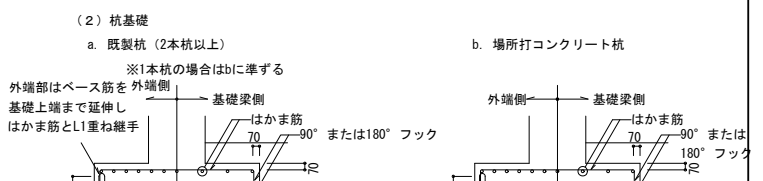
- 2-1 基礎の配筋要領
- (1) 直接基礎
- a. 独立基礎



- c. べた基礎
- (終端部) (連続部)

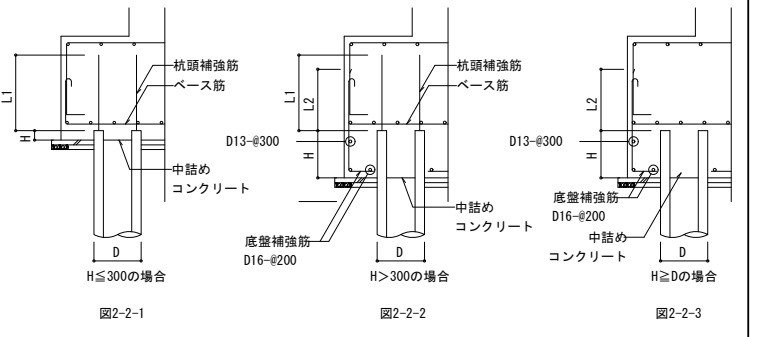


- 注1) 連続基礎の中柱交差部及び側柱交差部においては、一方のベース筋を連続して（設定ピッチPで）配置する。隅柱交差部においては、両方向のベース筋を連続して（設定ピッチPで）配置する。



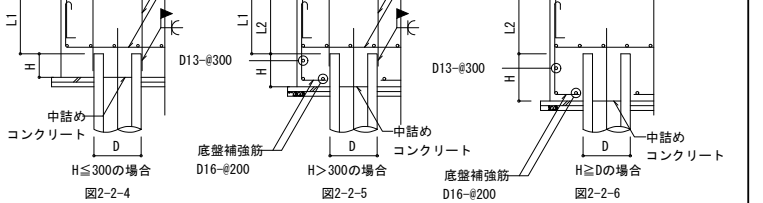
- 注1) ベース筋の径・本数は図示による。原則としてベース筋は継手を設けず、通し筋とする。
- 2) はかま筋及び布基礎の配筋の径・本数は図示による。図示の無い場合はD13-#300以内とする。
- 3) 基礎梁が取り付けられない外部部のはかま筋は、図示の無い場合はD16-#150以内とし、ベース筋のピッチははかま筋と同ピッチ以上とする。
- 4) ベース筋端部の上立り(20d)の有無及びはかま筋の有無は図示による。
- 5) 捨コンクリート及び地業の厚さは図示による。図示のない場合は捨コンクリート・地業共50mmとする。
- 6) 杭頭のフーチング内への埋め込み深さ(H)は図示による。図示の無い場合はH=100mmとする。

- 2-2 杭とフーチングの接合部
- 杭とフーチングの接合部要領は図示による。図示の無い場合は下記による。
- (1) PHC杭 (H: 杭の埋め込み深さ、D: 杭径)



- 注1) 杭頭補強筋及び補強HOOPは図示による。
- 2) 杭頭は切断しないこと。

- (2) SC杭 (H: 杭の埋め込み深さ、D: 杭径)

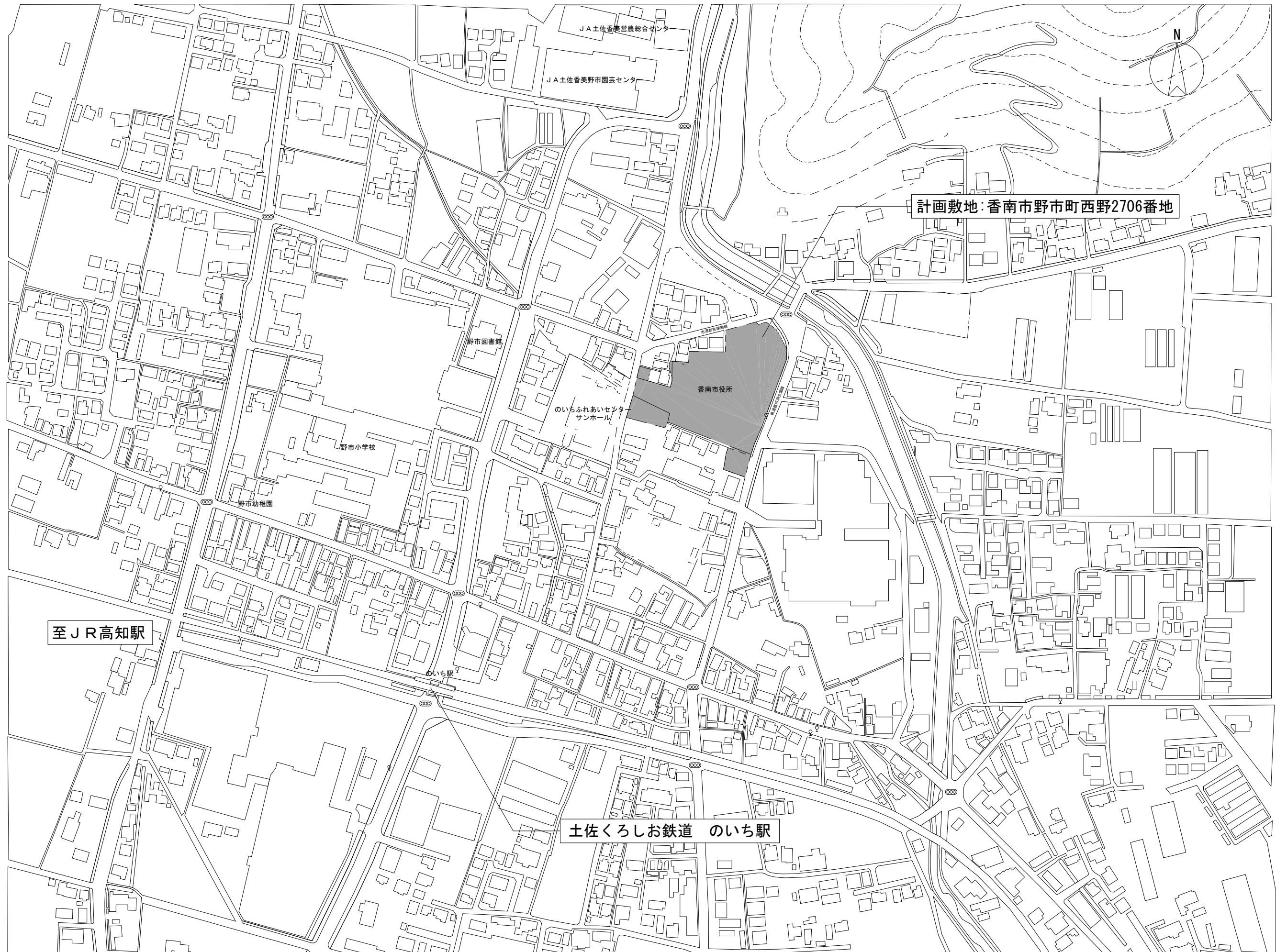


- 注1) 杭頭補強筋の径及び本数は図示による。
- 2) 杭頭補強筋の溶接は両面フレアグループ溶接とし、溶接長及び脚長は図示による。図示の無い場合両面5dかつ100mm以上とする（表1-9参照）。
- 3) 杭頭は切断しないこと。

- (3) 鋼管杭の杭頭補強要領は図示による。

代表	資格/番号	記名	印名	製図	検査	納品検査	訂正	特記
代表	一級建築士 第263703号	河野 力						
担当	一級建築士 第287485号	高尾 宣之						

図面内容	特記仕様書 5 (構造鉄筋標準図)	図面番号
縮尺	N. S.	A006
区分	建築構造図	



計画敷地：香南市野市町西野2706番地

至 JR 高知駅

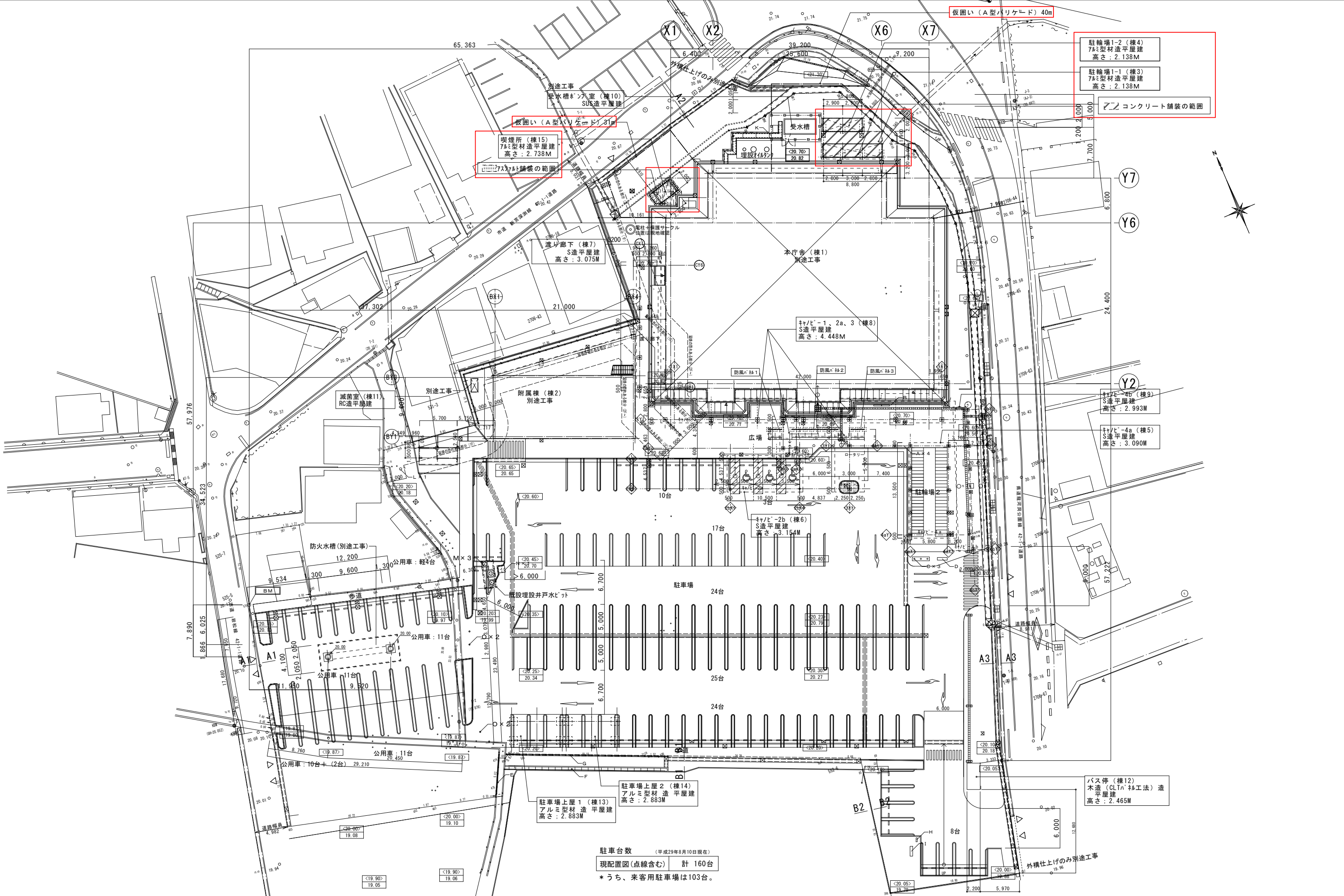
土佐くろしお鉄道 のいち駅

山下・みやび設計共同体

資格/番号	記名	職印	製図	検査	検定	検定種別	訂正	特記
一級建築士 第263703号	河野 力							
一級建築士 第287485号	高尾 宜之							

香南市役所新庁舎建設に伴う喫煙所・駐輪場建設工事

図面内容	図面番号
附近見取図	A007
縮尺 A1:1/1500 A3:1/3000	区分 建築意匠図



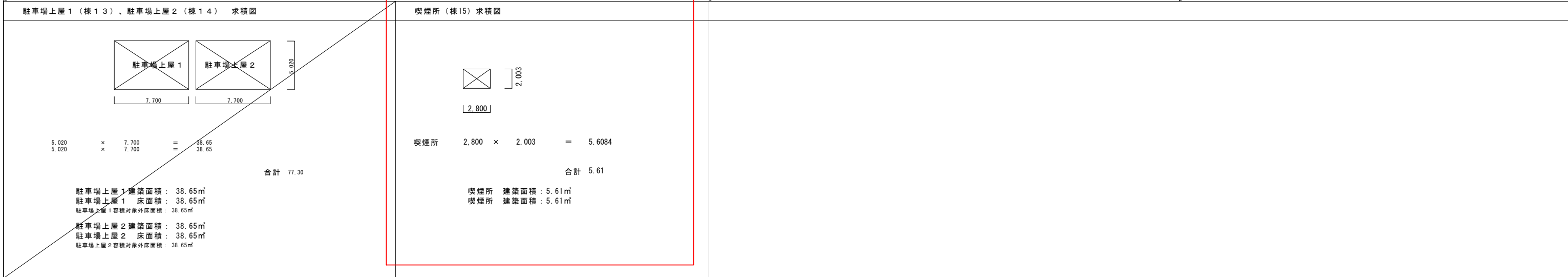
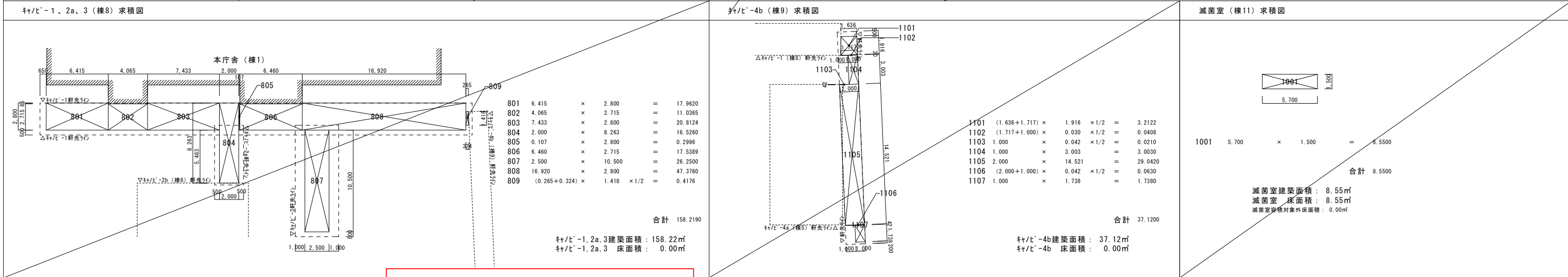
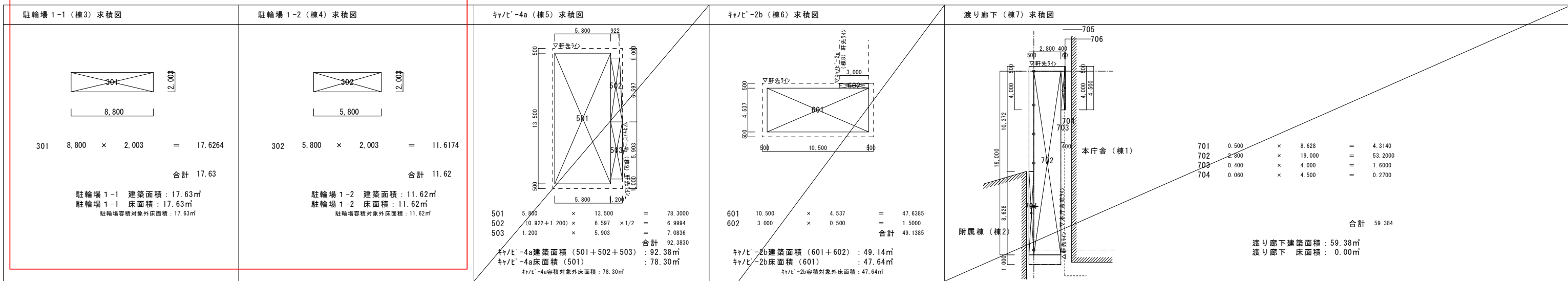
駐車台数 (平成29年8月10日現在)  
 現配置図(点線含む) 計 160台  
 \*うち、来客用駐車場は103台。

代表 設計者	一級建築士 第263703号	河野 力
担当 設計者	一級建築士 第287485号	高尾 宜之

資料/番号	記名	発行	修正	備考	訂正

香南市役所新庁舎建設に伴う喫煙所・駐輪場建設工事  
 図面内容  
 配置図  
 縮尺 1/250 (A1) 1/500 (A3)

図面番号	A008
区分	建築意匠図



棟番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
棟名称	本庁舎	附属棟	駐輪場1-1 (南)	駐輪場1-2 (北)	キャビ-4a	キャビ-2b	渡り廊下	キャビ-1, 2a, 3	キャビ-4b	受水槽ポンプ室	滅菌室	バス停	駐車場上屋 1	駐車場上屋 2	喫煙所
建築面積	1,262.91	271.98	17.63	11.62	92.38	49.14	59.38	158.22	38.82	3.00	8.55	8.80	38.65	38.65	5.61
延床面積	7,811.27	476.23	17.63	11.62	78.30	47.64	0.00	0.00	0.00	3.00	8.55	8.80	38.65	38.65	5.61
容積対象床面積	7,641.15	426.83	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.00	8.55	8.80	0.00	0.00	5.61

